5保医医安第753号 令和5年12月15日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長 遠 藤 善 也 (公 印 省 略)

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時 における支援者の付添いの受入れについて

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長から事務連絡がございましたので、本件について貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院には東京都から別途連絡しておりますので申し添えます。

記

送付書類

・特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の 付添いの受入れについて(令和5年12月14日付事務連絡)

> (上記事務連絡に関するお問合せ) 東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課在宅支援担当 電話03-5320-4325

(本送付状に関するお問合せ) 東京都保健医療局医療政策部医療安全課指導担当 電話03-5320-4432 都内医療機関管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部 地域生活支援課長 東條 左絵子

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の 入院時における支援者の付添いの受入れについて

日頃から東京都の障害福祉施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

重度障害者等の入院時のヘルパーの付添いにつきましては、令和4年 11 月 15 日付けの当課事務連絡「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」【別紙1】にて、お知らせさせていただいたところです。

このたび、厚生労働省が支援者の付添いの受入れを実際に行った医療機関にヒアリングを行い、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」(令和5年11月20日付厚生労働省事務連絡)【別紙2】において、医療機関や医療従事者への周知等に活用するための資料を取りまとめるとともに、コミュニケーションに特別な支援が必要な障害児者の入院に当たっては、その支援者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っていることが、再度周知されております。

つきましては、重度の障害者等が入院に当たって支援者の付添いが認められないことによって必要な医療を受けられないことのないよう、改めて病院等の職員(医師、看護師等)に対し制度を周知いただくとともに、付添いの受入れについて積極的に検討をお願い申し上げます。

なお、病院等に入院又は入所中の利用者への重度訪問介護の提供に当たっては、具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように重度訪問介護事業者等の職員と十分に調整する必要があるため、当該調整等について御理解、御協力をお願い申し上げます。

<添付資料>

- 【別紙1】令和4年11月15日付け東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長事務連絡「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」
- 【別紙2】令和5年11月20日付け厚生労働省保険局医政局地域医療計画課等事務連絡「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」

【担当】

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話:03-5320-4325 (直通)